

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(51)

2015年8月5日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

### 訴訟復代理人

弁護士	内	山	成	樹
弁護士	只	野		靖

## 第1 新規制基準の問題点

「原発の安全性を保証しない原子力規制委員会と新規制基準」(甲244)に基づき、次のとおり、新規制基準の問題点を明らかにする(文末の括弧内の数字は該当頁)。

- 1 福島原発事故以前は、原発推進を後追いついた「安全対策」しかなく、大地震と津波の警告を無視した結果、福島原発事故を発生させた(7～32)。
- 2 福島原発事故を契機に、原子力規制委員会が発足したが、発足当初から、「中立公正」規定(原子力規制委員会設置法1条)に反し、委員5名中3名もの「原子カムラ」に繋がりのある委員(田中俊一委員長、更田豊志委員、中村佳代子委員)が選任された上、2014年9月の委員交代により、原子カムラ出身でない委員に代わり原子力推進体制の中心人物の一人と目されてきた田中知元原子力学会会長が委員に選任された(43～49)。
- 3 新規制基準は、2012年10月25日の初会合から2013年2月6日の会合までの短期間に作成されたもので、多数のパブコメ等の疑問や批判に応えることなく2013年7月8日に施行されたものであるばかりか、当初「新安全基準」と呼ばれていたが、この基準さえ守れば安全だという誤解を与えるとの理由で、「新規制基準」に改められた(50～51)。
- 4 福島原発事故前には、原発の過酷事故の発生確率は原発1基あたり100万年に一度程度とされていたが、実際には、10年に一度に近い確率で発生しており、原発に関し確率論的リスク評価は信頼できず、また、原発の設計に「本質安全」という設計思想を適用することは出来ない(56～57)。
- 5 新規制基準は、「単一機器の故障」しか考えない旧来の設計基準をそのまま引き継いでおり、福島原発事故で見られたような、地震・津波等の自然現象によって引き起こされる「複数の機器の同時故障」を考慮しておらず、同時故障が起きた場合は、電源車や高圧ポンプ車などを持ち込む等主として外から人力で対応することにしているが、これが上手くいかなかったことは既に福島原発事故で経験済みである(57～58)。
- 6 新規制基準は、フィルタ・ベントで格納容器内の圧力を下げて格納容器の破損を防ぐために一定量の放射性物質を放出することを認めているが、放射性物質の放出抑制対策をフィルタ・ベントに頼ることは根本的に間違っている(58～59)。

- 7 新規制基準では、最も重要な原子炉立地審査指針が無視された(16～18, 59～62)。
- 8 新規制基準は、2006年に大幅に改定された耐震設計審査指針を基本にしており、「①活断層などの露頭直上に重要施設を設置することを明確に禁じた、②断層評価をより厳格にして、後期更新世(12～13万年前以降)の評価が明確にできない場合、中期更新世(40万年前以降)まで遡ることにした、③起震車などを使って敷地の地下構造を立体的に調べ、より精密に基準地震動を策定することにした、④津波については、基準津波の遡上波を防ぐ耐震性の高い防潮堤や水密扉の設置を義務付けた」という4点について規制が強化されたが、それに対する批判があるばかりか、上記2006年の改訂耐震設計審査指針にあった「残余のリスク」が無くなっており、明らかに後退している(63～64)。
- 9 原子力規制委員会の審査の過程で、各原発の基準地震動が引き上げられているが、基準を厳しくして設計・工事を根本からやり直すことはなく、設計値にもともと含まれる安全率をはき出すことによって、安直に引き上げ後の基準地震動に適合していると判断されているおそれがある(64～67)。
- 10 欧米では、航空機事故、破壊工作に備えて、格納容器を二重構造にするなどの対策が講じられているにもかかわらず、新規制基準では、このような対策は講じられていない(67～68)。
- 11 原子力規制委員会が作った原子力災害防止対策指針には、避難区域が狭すぎる、避難計画策定が自治体に丸投げされ規制委員会の審査の対象とされていない等の欠陥がある(69～72)。
- 12 安倍首相や田中俊一原子力規制委員会委員長は、新規制基準を「世界で最も厳しい基準」とか「世界最高の基準」とか言っているが、それを本気で信じる専門家はおらず、例えば、「活断層」のとらえ方や基準を超える地震や津波の発生する超過頻度について、新規制基準は、アメリカよりも格段に緩やかな規制となっており、また、ヨーロッパではコアキャッチャーや二重構造の格納容器の設置義務が課されているが、新規制基準ではこのような義務は課されていない(72～75)。

## 第2 伊方3号炉の審査書確定の問題点

甲107号証を作成した長沢啓行大阪府立大学名誉教授が、伊方3号炉の審査書(案)に対してパブリックコメントとして提出した意見1～5について、原子

力規制委員会の考え方とそれに対する長沢教授のコメントを載せたブログ記事(甲245)に基づき、次のとおり、伊方3号炉の審査書確定の問題点を明らかにする。

## 1 意見1

### (1) 意見の内容

- ① 被告四国電力は、「敷地前面海域6.9km北傾斜ケース」(気象庁マグニチュードM7.9, 等価震源距離  $X_{eq}=20.4$  km) について、耐専スペクトル(Noda et al.(2002))を適用し、基準地震動を570ガルから650ガルに引き上げたが、「敷地前面海域5.4km鉛直基本ケース(M7.7,  $X_{eq}=14.4$  km)」及び「6.9km鉛直基本ケース(M7.9,  $X_{eq}=15.5$  km)」については、耐専スペクトルの検証データがない範囲であり、内陸補正をしてもその他距離減衰式と大きくかい離するとして、耐専スペクトルを適用しなかった。これは、耐専スペクトルを適用して内陸補正をしなかった場合には、基準地震動が伊方3号炉のクリフエッジ(855ガル)を超えるためではないかと考えられる。
- ② しかし、例えば、関西電力の高浜3, 4号炉では、「FO-A-FO-B断層(M7.4,  $X_{eq}=16.4$  km: 傾斜角75度のケース)」及び「FO-A-FO-B断層と熊川断層の連動(M7.8,  $X_{eq}=16.1$  km程度: 傾斜角75度のケース)」について、耐専スペクトルを適用し、内陸補正もしていない。関西電力の上記2ケースは、被告が耐専スペクトルを適用しなかった①記載の2ケースと極めて接近しており、被告が耐専スペクトルを適用しなかった理由が成り立たない。
- ③ 被告は、「断層モデルによる評価結果や他の距離減衰式とのかい離が余りに大きいものについては、耐専スペクトルを適用することは出来ないと判断」したと主張しているが、かい離が大きいかどうかは判断の基準にならない。現に、関西電力の高浜3, 4号炉の場合、断層モデルによる地震動評価結果は耐専スペクトルの1/2~1/3に過ぎず、大きくかい離しているが、そのまま適用し、基準地震動を引き上げている。このかい離は、断層モデルにおける地震動の過小評価を示

峻しているのであって、耐専スペクトルが過大評価なのではない。

- ④ 原子力規制委員会は、「平成21年に旧原子力安全委員会で行われた『応答スペクトルに基づく地震動評価』に関する専門家との意見交換会において、耐専スペクトルの適用性の検討が行われ、それまでの国内外の震源近傍の観測記録による適用性が報告されています」と高浜3, 4号炉のパブリックコメントに対して回答しているが、この回答によれば、伊方3号炉の上記2ケースにも耐専スペクトルを適用するのが妥当だということになる。
- ⑤ 更に、原子力規制委員会等は、現在の耐専スペクトルについて日本電気協会で見直し作業が進行中であると認識しており、本来であれば改訂された耐専スペクトルを適用すべきであるが、少なくとも上記2ケースについては現在の耐専スペクトルを適用すべきである。
- ⑥ また、耐専スペクトルは、平均像を示すだけで、偶然変動を無視しており、耐専スペクトルに対して2倍の余裕を見込むのが保守的な評価といえるので、これを考慮して基準地震動を作成し直すべきである。

## (2) 規制委員会の考え方

- ① 平成21年に旧原子力安全委員会で行われた専門家との意見交換会において、Noda et al. (2002)の方法の適用性の検討が行われ、それまでの国内外の震源近傍の観測記録による適用性が報告されている。
- ② 被告は、検討ケース毎にマグニチュードと等価震源距離との関係でNoda et al. (2002)の方法の極近距離からのかい離から適用性を検討している。断層長さ5.4kmのケースは、鉛直断層については、Noda et al. (2002)の方法の極近距離から大きくかい離しているため適用外だが、北傾斜断層等のケースについてはかい離が小さいため、Noda et al. (2002)の方法により評価を実施していることを審査で確認している。
- ③ Noda et al. (2002)の適用性については、他の原発についても同様の視点で確認している。
- ④ 今後新たな知見が得られた場合には、必要に応じて検討することとな

る。

(3) 規制委員会の考え方に対する長沢名誉教授のコメント

- ① 昨年の市民団体との交渉まで、原子力規制庁は、平成21年の上記「専門家との意見交換会」を知らなかった。その後勉強したのであるが、その意味を理解していない。上記「専門家との意見交換会」では、M7クラスの地震観測記録で、極近距離から大きくかい離していても耐専スペクトルが良く合っていることが確認されている。
- ② 高浜3, 4号炉について具体的に意見を述べているのに、「他の原発についても同様の視点で確認している」と、一切無視を決め込んでいる。
- ③ 耐専スペクトルが見直し中だというのは原子力規制庁の情報であるにもかかわらず、それにも一切触れないとは何事だろうか。
- ④ 「今後新たな知見が得られた場合には」と言い訳をしているが、現時点でも既に十分な知見がそろっている筈である。

2 意見2

(1) 意見の内容

- ① 被告が、震源を特定せず策定する地震動として採用した2004年北海道留萌支庁南部地震は、HKD020地点の地表地震計で、1127ガル(EW)、536ガル(NS)が観測されているが、震源近傍に設置された地震計が少なく、また、破壊開始点の不確かさなどが検討されていない。震源近傍における地震計設置不足を補う観点や地震観測記録がごく最近に限られている等地震観測記録の時間的空間的限界を補う観点が欠落している。
- ② この点では、財団法人地域地盤環境研究所による断層最短距離15km以内の仮想地表観測点での地震動解析結果を取り入れるべきである。これによると、他の仮想地表観測点では約1300ガル(EW)、約1700ガル(NS)の地震動が解析されている。また、震源断層をそのままにして、破壊開始点やすべり角など破壊の不確かさを補う解析を行っており、その結果、アスペリティ下端中央から破壊が始まった場合には、約2000ガル(EW)、約1050ガル(NS)の地震動が起

こるとの解析結果が出ている。これらは仮想地表観測点での地震動評価結果であるため、解放基板表面はぎとり波に換算しなければならないが、単純に比例計算すれば、川内原発の620ガルの基準地震動が1.8倍の1100ガル(EW)にもなり得る。これは、伊方3号炉のクリフエッジ(855ガル)を超えている。

- ③ また、原子力安全基盤機構(JNES)は、国内地震データに合わせて独自の断層モデルを構築し、震源近傍の地震動評価を行っているが、その結果、横ずれ断層によるM6.5の地震において、震源近傍の地震基盤表面で1340.4ガルの地震動になるとしている。JNESは2014年3月に原子力規制庁に統合されており、その後の市民団体との話し合いを通じ、この1340.4ガルを採用しない理由が無くなった。従って、震源を特定せず策定する地震動について、1340.4ガルの地震動を基準地震動として取り入れるべきで、そうすれば、伊方3号炉のクリフエッジ(855ガル)を大きく超えることになり、伊方3号炉の耐震安全性は保障されていないことになる。

## (2) 規制委員会の考え方

- ① 震源を特定せず策定する地震動では、震源と活断層を関連付けることが困難な内陸地殻内地震について得られた震源近傍における観測記録を基に評価・策定されるものとしており、観測事実に基づいた地震動評価であり、断層モデルを介在させずに策定するものだ。
- ② 留萌支庁南部地震の知見を踏まえた地震動の評価にあたっては、地上で観測された記録から、地下構造の影響を考慮するためのはぎとり解析を行い、減衰定数を安全側に設定する等により、裕度をもって策定されていることを審査で確認している。
- ③ 地震観測記録がごく最近に限られているのは、現在のような観測網が全国的に整備されたのが1995年兵庫県南部地震以降であることによる。
- ④ JNESが試算した地震動は、地震動評価の際に参照する基準地震動の超過確率がどの程度の大きさの超過確率になるか確認する目的で、パラメータを設定して評価した結果であり、試算した地震動をそのまま

ま震源を特定せず策定する地震動として用いるために試算したものではないことから、検討の対象にしていない。

- ⑤ 今後新たな知見が得られた場合には、必要に応じて検討することとなる。

(3) 規制委員会の考え方に対する長沢名誉教授のコメント

- ① 規制委員会は、地震観測記録がごく最近に限られているのは、現在のよう観測網が全国的に整備されたのが1995年兵庫県南部地震以降であることによることを認めながら、地震観測記録の不足を科学技術的に補う手段があるにもかかわらず、それをまいようとしていない。「なぜ用いないのか」と聞いているのに、その説明がない。

- ② 原子力規制庁は、2015年1月16日の市民団体との話し合いの場で、JNESの1340.4ガルについて、「実際の発電所の評価などに適用すべきかどうか、地震のモデルとしての再現性という点で妥当かどうかを専門家も含めて改めて検討する必要がある。」と発言していたのに、これについて、今後も無視するということであろうか。無責任すぎる。自らの発言には責任を持つべきであろう。

- ③ 今後新たな知見が得られた場合には、必要に応じて検討するというが、それでは遅いのではないか。それがフクシマの教訓ではないのか。

3 意見3

(1) 意見の内容

- ① 「本発電所敷地内で得られた地震観測記録の内、比較的規模の大きい内陸地殻内地震により得られた地震観測記録の応答スペクトルとNoda et al. (2002)の方法により推定した応答スペクトルとの比をとって増幅特性の検討をした結果、顕著な増幅はない。」としているが、振幅の大きな内陸地殻内地震に関する観測記録が存在し、それに基づいて増幅特性について判断したかのような印象を与えるため、記述を改めるべきである。「振幅の比較的大きな内陸地殻内地震観測記録が存在しないため、そのような振幅の大きな内陸地殻内地震に対する増幅特性については判断できなかった。」と記述し直すべきである。



② また、「本発電所敷地内で得られた地震観測記録を、地震波の到来方向別に比較検討した結果、増幅特性が異なるような傾向はない。」としているが、申請書では、「地震規模が小さく耐専スペクトルの適用範囲外であるため観測値と予測値との整合性が悪く断定的な評価は出来ない」としており、審査書案は踏み込み過ぎている。少なくとも、「M2程度の地震観測記録に限ってみれば地震波の到来方向に増幅特性が異なる傾向はみられなかったが、観測地震波の地震規模が小さすぎるため断言はできない。」と記述し直すべきである。

(2) 規制委員会の考え方

御指摘の観測記録の振幅については、敷地地盤が硬いためにNoda et al.(2002)の方法による評価値も小さいが、明瞭な記録が得られており、増幅特性の検討には支障がないことを審査で確認している。

(3) 規制委員会の考え方に対する長沢名誉教授のコメント

- ① 観測記録の振幅は震源特性に大きく依存し、M2程度の地震とM7クラス以上の地震とでは震源特性が大きく異なる可能性がある。
- ② また、M7クラス以上の地震で非常に大きな地震波が伝播する場合には、伝播経路自身が非線形特性を示すため、増幅特性が異なってくる。
- ③ これを無視して、微小地震観測から増幅特性を推測するのは危険である。
- ④ 原子力規制委員会は、四国電力よりも踏み込んで誤った判断を下したのではないだろうか。

4 意見4

(1) 意見の内容

- ① 「断層モデルを用いた手法による地震動評価における震源特性パラメータの内、地震モーメントについては、壇ほか(2011)の手法を基本として、断層面積等から求めた。断層長さ約480km及び約130kmについては、Fujii and Matsuura(2000)の手法、断層長さ約54kmについては、入倉・三宅(2001)の手法でも設定した。」としているが、これら3つの断層モデルの間には深刻な食い違いが含まれており、その違いは回帰した地震データの違いにある。特に、入

倉・三宅(2001)が用いた北米中心のデータにおける震源断層の幅は16.6 kmであり、国内地震データの断層幅13 kmよりも広いことから、国内地震のデータと比べてより広い断層面積となり、他の断層モデルに比べて地震規模がかなり小さくなってしまう。

- ② 四国電力や原子力規制委員会は、敷地前面海域5.4 kmの同じ震源断層に対して、地震モーメントの評価結果が、壇ほか(2011)や Fujii and Matsu 'ura(2000)の手法と入倉・三宅(2001)の手法等で大きく食い違うことを認めながら、その原因が元データの違いにあることに触れるのを一貫して避けている。
- ③ 国内の震源断層に対する地震動評価は国内の地震データに基づいて構築された断層モデルによるべきである。でなければ、国内の震源断層から発せられる地震動を過小評価することになる。
- ④ この根本問題について、改めて十分検討すべきであり、その検討結果に基づいて、伊方3号炉等の審査をやり直すべきである。

## (2) 規制委員会の考え方

- ① 部分破壊については、断層長さ約130 km及び約5.4 kmを断層長さ約480 kmケースに加えて基本震源モデルとして設定し、スケーリング則については、部分破壊を含めて適用可能でかつ同一基準で評価できる点から、壇ほか(2011)の手法を基本とし、また、スケーリング則の適用性を検討して、断層長さ約480 km及び約130 kmについては、Fujii and Matsu 'ura(2000)の手法、断層長さ約5.4 kmについては、レシピに基づき入倉・三宅(2001)の手法をそれぞれで選択・適用した評価を行っている。
- ② なお、壇ほか(2011)及びFujii and Matsu 'ura(2000)における関係式は、地震モーメントと断層面積などの理論的關係式に数値実験で得られた係数を採用したものである。

## (3) 規制委員会の考え方に対する長沢名誉教授のコメント

- ① 地震モーメントと断層面積などの理論的關係式に数値実験で得られた係数を採用したものだとしていること自体が問題である。
- ② この担当者は、3つの断層モデルの原論文を全く理解しておらず、恐

らく読んでもいないのであろう。

- ③ 3つの断層モデルは、いずれも地震モーメントと断層面積などの理論的關係式に地震データを当てはめて理論的關係式の係数を求めている。入倉・三宅(2001)は、スケーリング則から理論的關係式の構造を定めており、数値実験は行っていない。
- ④ 数値実験を行っているのは、壇ほか(2011)と Fujii and Matsuura(2000)だが、これは理論的關係式の構造を導出するためであって、その係数を求めるためではない。係数を求める際には、地震データに理論式を当てはめている。問題は、どの地震データに当てはめるかによって、係数が全く異なるということなのである。
- ⑤ 原子力規制委員会は、この基本を全く理解していない。こんな低レベルの知識で地震動解析の審査を行っていることが凶らずも暴露されたが、これは実に恐ろしいことだ。

## 5 意見5

### (1) 意見の内容

- ① 四国電力は、「断層モデルを用いた手法による地震動評価における震源特性パラメータの内、地震モーメントについては、壇ほか(2011)の手法を基本として、断層面積等から求めた。…また、壇ほか(2011)の手法では、平均応力降下量は3.4MPa、アスペリティの応力降下量は12.2MPaとした。」としているが、壇ほか(2011)の適用法を間違っており、審査をやり直すべきである。
- ② 壇ほか(2011)の用いたS(断層面積)-M<sub>0</sub>(地震モーメント)関係式における断層平均応力降下量の設定根拠は Irie et al. (2010)による断層幅 W<sub>max</sub> を15kmとして行った動学的断層破壊シミュレーション結果である。壇ほか(2011)は、これをそのまま国内9地震と海外の超大断層による13地震の計22の地震データに適用し、得られた22個の平均動的応力降下量の幾何平均を取って、平均応力降下量を3.4MPaとしている。
- ③ しかし、480kmモデルでは断層幅が12.7kmとかなり小さく、右横ずれ断層の367kmに限れば12.2kmと一層小さくなる。

- ④ このため、本来なら断層幅をこのように狭くしてシミュレーション実験をやり直した結果を用いるべきだが、シミュレーション結果がそれほど変わらないと仮定して、 $W_{max} = 12 \text{ km}$ として平均応力降下量を求め直すと3.4 MPaから4.3 MPaに大きくしなければならない。
- ⑤ ところが、四国電力が行ったように、応力降下量を3.4 MPaとしたまま、断層幅だけを12.7 kmに変え、地震モーメントを求めると、壇らの関係式に断層面積を代入して得られる $6.25 \times 10^{20} \text{ Nm}$ ではなく、 $5.30 \times 10^{20} \text{ Nm}$ と小さくなってしまう。断層幅と平均応力降下量の値はセットであり、断層幅だけを変えて適用するこのような適用法は明らかに間違っている。
- ⑥ 断層幅を480 kmモデルの12.7 km(うち367 km部分は12.2 km)とするのであれば、断層幅12 km程度に対応させて、応力降下量も4.3 MPa程度へ引き上げるべきである。
- ⑦ この様に、四国電力が、壇ほか(2011)の手法を誤って適用し、応力降下量を3.4 MPaと小さく設定していることについて、事実関係を認め、審査をやり直すべきである。
- ⑧ また、壇ほか(2011)は、22の地震データを適用して得られる平均動的応力降下量の平均を求める際に「幾何平均」を用いているが、「算術平均」を取るべきで、そうすれば、3.4 MPaではなく、4.3 MPaになる。そして、この応力降下量が断層幅15 kmに対する応力降下量だとすると、断層幅を12 kmなどへ短くする場合には応力降下量はさらに大きく設定すべきこととなる。この点を含めて、審査をやり直すべきである。
- (2) 規制委員会の考え方
- ① 壇ほか(2011)で提案されている設定方法に仮定されている断層形状・断層幅とその適用性については、断層モデルの設定において、壇ほか(2011)で設定されているパラメータ等は断層幅が15 kmとは異なるとしても、基本震源モデルによる設定値に大きな影響がなく、地震動評価上、応答スペクトルにほとんど差が出ないことを審査で確認しています。

- ② また、壇ほか(2011)の手法における平均応力降下量とアスペリティの応力降下量は、先験的に定めていることが特徴であるとされており、既定値として与えることを提案しているものです。
- (3) 規制委員会の考え方に対する長沢名誉教授のコメント
- ① 規制委員会は、「大きな影響がなく」、「ほとんど差が出ない」としているが、断層幅が15kmと12kmでは断層面積が大きく異なり、より小さな断層面積から同じ地震エネルギーが発生することを考慮すれば、より大きな地震動が発生するのが自然である。
- ② 断層幅と応力降下量は一体の関係であり、断層幅だけを15kmから12kmに変えて応力降下量を変えずに構造式を用いると、地震モーメントは過小評価される。
- ③ この問題点を、地震データに即して具体的に指摘したにもかかわらず、この指摘自体を規制委員会は理解できなかったのであろう。恐らく、原論文を理解せず、読んでもいないからであろう。こんな「審査」で良いのだろうか。

### 第3 電力需給

- 1 かつて、原発が稼働しないと停電して社会が大混乱に陥ると喧伝されたが、実際に全ての原発が停止した結果、この喧伝が虚偽であることが実証された。
- 2 2014年7月1日付朝日新聞(甲246)
- (1) 2011年夏と2012年夏には節電目標の数値が設定されたが、2013年夏と2014年夏にはこの数値目標が設定されなかった。
- (2) 原発依存から本気で脱しようとしなかった関西電力の予備率は3.0%となっているが、被告四国電力の予備率は4.3%となっている。
- 3 2015年7月8日付愛媛新聞(甲247)
- (1) 大手電力9社は原発の再稼働を前提としないで今夏の電力需給見通しをまとめたが、電力需要のピークに対する供給余力を示す「供給予備率」は、9社全てが安定供給の目安となる3%を確保し、9社合計の予備率は6.8%で、原発がなくても電力供給が可能な状況となっている。
- (2) 原発依存度の高かった九州電力と関西電力の予備率は3%となってい

るが、被告四国電力の予備率は、前年の上記4.3%よりも高い11.2%となっており、伊方原発が稼働しなくても電力需給に問題のないことがより明らかとなっている。

- 4 ミランダ・A. シュラーズ著「ドイツは脱原発を選んだ」(甲248)  
福島原発事故を受けて、メルケル首相が諮問機関として設置し2カ月以内の答申を求めたドイツの原発問題倫理委員会は、2011年5月30日、①原発は他のどんなエネルギーよりも問題が起こった時のリスクが大きいこと、②原発による放射性廃棄物の放射能は、今の世代だけでなく、何世代にもわたって残ることから、やはり原子力は倫理的ではなく、他のエネルギーに転換した方が良くと答申し、同年7月8日に成立したドイツの脱原発法で、(数年前から技術的問題で停止していた1基、福島原発事故後に停止した古い原発7基を除く)9基の原発について、2015年、2017年、2019年に各1基、2021年までに3基、残りの3基は2022年までに停止することが決定した。
- 5 原発がなくても電力需給に問題が生じないことが実証された我が国が、しかも、福島原発事故の当事国である我が国が、ドイツと同じ選択をしない理由は全く存しない。
- 6 原発がなくても電力需給に問題が生じないことが実証された今、他のどんなエネルギーよりも問題が起こった時のリスクが大きな原発について、その危険性が厳しく問われなければならないことは明白である。

以上